

株 主 各 位

兵庫県尼崎市神崎町33番1号
(本社事務所 大阪市中央区今橋二丁目6番14号)

関西ペイント株式会社

代表取締役社長 石野 博

第152回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotepoint.jp/>) において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区今橋二丁目6番14号 当社本社事務所 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第152期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第152期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第152期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役補欠者1名選任の件 |

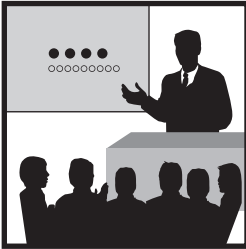
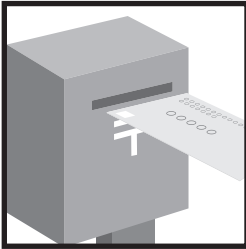

以 上

本年よりおみやげを取りやめさせていただくこととなりました。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している書類となります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合		議決権行使書用紙を会場受付へ提出	株主総会開催日時 平成28年6月29日(水) 午前10時
2 議決権行使書を郵送する場合		各議案の賛否を表示のうえ投函	行使期限 平成28年6月28日(火) 午後5時到着
3 インターネットによる議決権行使の場合 (パソコン、スマートフォンまたは携帯電話)		議決権行使サイト http://www.evote.jp/ にて各議案の賛否を入力	行使期限 平成28年6月28日(火) 午後5時まで

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日(火曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

5. 機関投資家の皆様へ(議決権行使プラットフォームについて)

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第152期剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化を通じて収益力の向上を図り、株主の皆様に対し配当を安定的・継続的に実施することを考慮しながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤を確立しさらなる成長に向けて、研究開発への投資、国内外の生産販売体制の整備等に有効活用してまいります。

当期剰余金処分につきましては、以上の方針のもと、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金9円50銭 総額 2,538,798,126円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

当社のグローバルな事業展開が加速するなか、当社及び国内外の関連会社に対するコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、業務執行取締役1名を増員し、選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	候補者名 (生年月日)	略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)
新任	あさ つま しん じ 浅妻慎司 (昭和36年2月2日生)	昭和59年4月 当社入社 平成21年4月 当社経営企画室長 平成24年4月 当社執行役員 経営企画室長 平成27年4月 当社常務執行役員 国際本部長 平成28年4月 当社常務執行役員 管理本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役(平成28年7月退任予定) KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SD.BHD. 取締役(平成28年6月退任予定) KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S. 取締役(平成28年6月退任予定)
	所有する当社株式の数 4,800株	(選任の理由) 浅妻慎司氏はこれまで経営企画室長として、中期経営計画の策定・実行に携わり、また国際本部長として当社のグローバル化の促進に努めてまいりました。今後のグローバル化のさらなる促進、コーポレートガバナンスの強化を進めるうえで必要な豊富な知見と経験を有するため、選任をお願いするものです。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 前川浩二、青柳 彰の両氏は任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
1	あお やぎ あきら 青 柳 彰 (昭和33年8月18日生)	平成20年1月 当社入社 平成20年4月 当社国際本部企画部長 平成22年4月 当社経理部長 平成23年6月 当社執行役員 経理部長 平成25年4月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 平成27年4月 当社執行役員 管理本部副本部長 平成27年6月 当社常勤監査役 現在に至る
再 任	所有する当社株式の数 15,700株	(選任の理由) 青柳 彰氏は当社の経理部長を務め、会計に関する豊富な知見を有しており、常勤監査役就任後はその見地から当社の監査・監督を行ってまいりました。引き続きその知見と経験を活かし当社の監査を行うべく選任をお願いするものであります。
2	はやし ひろ かず 林 宏 和 (昭和33年7月17日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社自動車塗料本部防錆材料技術部長 兼 自動車塗料本部マーケティング部担当部長 平成24年10月 当社国際本部担当部長 (湖南湘江関西塗料有限公司 総経理)
新 任	所有する当社株式の数 - 株	平成28年4月 当社国際本部担当部長 現在に至る (選任の理由) 林 宏和氏は当社の技術開発部門に長年勤務し、技術的な知見を有し、昨年度までは海外関係会社の経営にあたっておりました。それらの知見や経験を当社の監査に活かすべく選任をお願いするものであります。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会において選任いただいた監査役補欠者 上田 純氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて監査役補欠者1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

	候補者名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	地位
社外	中井洋恵 (昭和36年5月20日生)	昭和63年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士	
	所有する当社株式の数 - 株	(選任の理由) 中井洋恵氏は、弁護士として培われた高度な知識・経験を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化のため、法律面から監査機能を発揮していただくことが当社にとって有用と判断したためであります。	

- (注) 1. 中井洋恵氏の戸籍上の氏名は、浅見洋恵であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中井洋恵氏は、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役補欠者の候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ① 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
中井洋恵氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。
 - ② 社外監査役としての独立性について
中井洋恵氏は、当社が定める(次頁をご参照ください)「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。また、同氏が所属する弁護士事務所と当社の間取引関係はありません。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。
 - ③ 社外監査役就任の時の責任限定契約について
当社は、中井洋恵氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

第1条 この規程は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）を選任するための独立性に関する基準を定めるものである。

第2条 当社における社外役員は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役（当社及び当社の子会社の社外取締役を除く）、業務執行取締役、監査役（当社及び当社の子会社の社外監査役を除く）、執行役、会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、支配人その他の使用人である者
- (2) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
- (3) 当社または当社の子会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (5) 当社または当社の子会社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (6) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
- (7) 過去において、上記（1）から（5）に該当していた者
- (8) 過去3年間において、上記（6）に該当していた者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等以内の親族及び配偶者

第3条 当社における社外役員は、前条に定める要件のほか、当社の一般株主との間で実質的な利益相反生じる事情を有してはならない。

第4条 当社における社外役員は、本規程に定める独立性を維持することに努めるものとする。本規程に反し、独立性を有しないおそれが生じたときには直ちに当社に報告するものとする。

※注記

第1条 本基準の内容は、会社法及び東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則等に基づく。

第2条

- (2) 「主要な取引先とする者」とは、「直前事業年度において、当社連結グループへの当該取引先の連結グループとしての売上高が取引先連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (3) 「主要な取引先」とは、「直前事業年度において、当該取引先連結グループに対する当社連結グループの売上高が当社連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (4) 「主要株主」とは、「総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者」をいう。
- (5) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (6) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (9) 「重要」とは、各取引先の役員クラス及びそれに準じる者をいう。

以上

添付書類

第152期事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、アメリカの利上げの影響、中国経済の減速やその他新興国経済の先行き不安、地政学的リスク等が懸念されましたが、緩やかに回復しました。わが国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの連結業績につきまして、国内は、消費の本格的回復にはいたらず、建築用塗料等の需要も伸び悩み、売上は前年並みにとどまりました。一方で、トータルコスト低減に努めた結果、利益は増加しました。海外は、インドにおいては、引き続き国内経済の成長が進展したことにより、塗料需要が増加し、業績拡大が続きました。一方、アジアにおいては、経済成長の減速や自動車生産の減少などの影響を受け、業績は低調に推移しました。アフリカ及びその他セグメントの地域においては、南アフリカ及び近隣諸国経済の低迷などの影響により、業績は前年を下回りました。また、海外全般において、為替換算の影響を大きく受けました。これらの結果、海外全体での売上は前年を下回りました。このほか、インドにおいて固定資産売却益を計上しました。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高は3,281億18百万円（前期比6.1%減）、営業利益は347億72百万円（前期比10.1%増）、経常利益は397億14百万円（前期比5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は283億43百万円（前期比38.9%増）となりました。

各セグメントの状況は以下のとおりであります。

【日本】

自動車分野では、新車用分野で自動車生産台数は前年を下回りましたが、塗料輸出等の増加もあり、売上は横ばいで推移しました。船舶分野では造船市場の回復と拡販に努めたことにより、売上は大きく伸長しました。建築分野、防食分野では、設備投資の持ち直しもあり、市況に回復の兆しが見え始めたものの本格的な回復にはいたらず、売上は前年並みにとどまりました。また、工業分野、自動車分野（補修用）では、市況が低迷し、売上は前年並みの水準にはいたりませんでした。これらにより、当セグメント全体の売上は前年並みにとどまりました。一方、原材料価格の下落に加え、トータルコスト低減に努めた結果、利益は増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,553億67百万円（前期比0.9%増）、経常利益は214億69百万円（前期比20.9%増）となりました。

【インド】

自動車分野では、自動車生産台数の増加が続くなか、さらなるシェアの拡大に努めました。また、建築分野においても、国内経済の成長による需要拡大が継続するなか、特に需要期にかけて販売活動の促進に取り組みました。これらの結果、現地通貨ベースでは業績は大きく拡大しました。しかしながら、円貨ベースでの業績は、為替換算による押し下げの影響を受けました。

これらの結果、当セグメントの売上高は658億円（前期比5.4%減）、経常利益は91億95百万円（前期比17.9%増）となりました。

【アジア】

タイにおいては、自動車生産に本格的な回復の動きはみられず、需要低迷が続きました。また、インドネシアにおいても、国内経済の低迷による自動車生産台数の減少の影響を受けました。中国においては、年度後半に小型車への優遇税制の導入等もあり、自動車分野での売上は回復の動きがみられたものの、建設機械需要の低迷などにより中国全体での売上は減少しました。一方、ローカル自動車メーカー向けのシェア拡大により持分法投資利益が増加しました。このほか、為替換算の影響も受け、アジア全体での業績は前年を下回りました。なお、平成24年度に株式を取得したインドネシアの、PT.KANSAI PRAKARSA COATINGSののれんの償却を引き続き計上しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は588億97百万円（前期比11.1%減）、経常利益は76億51百万円（前期比7.7%減）となりました。

【アフリカ】

南アフリカ及び近隣諸国の経済が低迷するなか、引き続き販売活動の促進に努めたものの、売上は現地通貨ベースでわずかに減少しました。加えて、販売促進費投入等の影響が収益を圧迫するとともに、為替換算の影響を大きく受け、業績は低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は292億51百万円（前期比26.0%減）、経常損益はのれんの償却を含め、経常損失5億94百万円（前期比 - %）となりました。

【その他】

トルコでは、売上の伸長が続きましたが、トルコリラ安による原材料価格への影響等が収益を圧迫するとともに、為替換算の影響を大きく受けました。一方、北米では、自動車生産台数が増加したものの、欧州の自動車生産台数が伸び悩み、持分法による投資利益は減少しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は188億1百万円（前期比6.1%減）、経常利益は19億92百万円（前期比17.9%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資につきましては、厳しい経営環境のもとで重点配分に努めました。主に、国内での生産・物流体制の再整備及び東南アジアでの新工場建設・製造設備の増強等に、総額114億43百万円を投資し、その資金は主に自己資金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しは、中国をはじめとする新興国等の経済の先行き不安、資源国経済の長期低迷などの懸念があるものの、緩やかな回復が続くものと想定しております。わが国経済においては、雇用・所得環境の改善が続かなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される一方、物価上昇期待の低下や原材料価格及び為替変動の影響が懸念されます。

このような情勢のなか、当社グループは、平成28年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画においては、前中期経営計画の重点方針を継続し以下の重点方針を掲げ、さらなる業績向上に向け、事業活動を展開してまいります。

(1) グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質の最適化により競争力を強化し、プレゼンスを一層高める。加えて、未参入地域・分野での事業参入をすすめ、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。

(2) 収益力の向上

海外においては、事業の規模拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。

国内については、組織や業務の最適化によるトータルコストの低減に加え、これらによる競争力強化により、シェアを維持・拡大し、収益力向上を図る。

(3) グループ経営基盤の強化

当社グループの経営資源の共有化を図り、有効活用することで、グローバル化の加速に対応し、シナジー効果を極大化するための経営基盤を強化する。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第149期 (平成24年度)	第150期 (平成25年度)	第151期 (平成26年度)	第152期(当期) (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	294,053	320,453	349,333	328,118
経 常 利 益 (百万円)	28,353	35,471	37,725	39,714
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,758	21,560	20,409	28,343
1株当たり当期純利益 (円)	66.62	80.91	76.61	106.41
総 資 産 (百万円)	362,625	400,092	448,085	430,198
純 資 産 (百万円)	222,798	258,016	303,627	293,903
1株当たり純資産額 (円)	742.47	847.80	995.77	958.26

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第149期 (平成24年度)	第150期 (平成25年度)	第151期 (平成26年度)	第152期(当期) (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	138,684	146,823	147,466	147,635
経 常 利 益 (百万円)	13,072	15,441	16,325	19,290
当 期 純 利 益 (百万円)	12,184	13,247	11,386	12,107
1株当たり当期純利益 (円)	45.57	49.55	42.60	45.31
総 資 産 (百万円)	247,215	263,501	282,678	277,319
純 資 産 (百万円)	161,438	174,818	192,341	191,782
1株当たり純資産額 (円)	603.78	653.98	719.67	717.64

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

(5) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
関西ペイント販売株式会社	493 ^{百万円}	100.00 [%]	塗料の販売
久保孝ペイント株式会社	150 ^{百万円}	56.73 [%]	塗料の製造、販売
日本化工塗料株式会社	197 ^{百万円}	91.99 [%]	塗料の製造、販売
株式会社カンペハピオ	142 ^{百万円}	89.26 [%]	塗料の製造、販売
カンペ商事株式会社	100 ^{百万円}	100.00 [%]	塗料の販売
株式会社 K A T	50 ^{百万円}	100.00 [%]	塗料の販売
NKMコーティングス株式会社	90 ^{百万円}	100.00 [%]	塗料の販売
KANSAI PLASCON AFRICA LTD.	千南アフリカランド 2,385	83.31 [%]	塗料製造・販売会社の持株会社
KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.	千インドルピー 538,919	73.13 [%]	塗料の製造、販売
PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS	千USDル 30,000	65.00 [%]	塗料の製造、販売
KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.	千マレーシアリングット 90,940	100.00 [%]	塗料の製造、販売
KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.	千トルコリラ 29,152	51.00 [%]	塗料の製造、販売
THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.	千タイパーツ 400,000	50.50 [%]	塗料の製造、販売
KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.	千タイパーツ 330,000	90.91 [%]	塗料の製造、販売
台湾関西塗料股份有限公司	千台湾ドル 270,000	80.51 [%]	塗料の製造、販売
P.T. KANSAI PAINT INDONESIA	千USDル 11,500	51.00 [%]	塗料の製造、販売
SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.	千マレーシアリングット 20,000	60.00 [%]	塗料の製造、販売

(注) 株式会社カンペハピオに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率0.25%を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 扇 商 會	百万円 61	50.00 %	塗料の販売
湖 南 湘 江 関 西 塗 料 有 限 公 司	千USドル 11,875	45.00 %	塗料の製造、販売
中 遠 関 西 塗 料 化 工 (天 津) 有 限 公 司	千USドル 5,000	35.29 %	塗料の製造、販売
中 遠 関 西 塗 料 化 工 (上 海) 有 限 公 司	千USドル 7,000	35.29 %	塗料の製造、販売

(注) 湖南湘江関西塗料有限公司に対する議決権比率には、間接所有による議決権比率16.60%を含んでおります。

③ 企業結合の経過

(ア) 成長期待の著しいミャンマー連邦共和国での塗料市場への本格的な事業展開、拡大を目的とし、Kansai Paint Myanmar Co.,Ltd.を設立いたしました。

(イ) 成長期待の著しいスリランカ民主社会主義共和国での建築塗料市場への本格的な事業展開、拡大を目的とし、Kansai Paints Lanka Pvt.Ltd.を設立いたしました。

なお、当期末における当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む62社（前期末69社）、持分法適用会社は43社（前期末42社）であります。

(6) 主要な事業内容

塗料及び塗料関連製品とこれらに関する機器装置類の製造、販売、設計及び塗装の監理等

(7) 主要な営業所及び工場

関西ペイント株式会社	本店	兵庫県尼崎市神崎町33番1号
	本社事務所	大阪市中央区今橋二丁目6番14号
	事業所	栃木県鹿沼市、東京都大田区、神奈川県平塚市、愛知県みよし市、兵庫県尼崎市、兵庫県小野市、北九州市
	開発センター	神奈川県平塚市
関西ペイント販売株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	仙台市、東京都大田区、名古屋市、大阪市、福岡市
久保孝ペイント株式会社	本社・工場	大阪市
	営業所	さいたま市、名古屋市、大阪市、福岡市
日本化工塗料株式会社	本社・工場	神奈川県高座郡
	営業所	神奈川県高座郡
株式会社カンペハピオ	本社	大阪市
	工場	兵庫県尼崎市、兵庫県小野市
	営業所	さいたま市、愛知県清須市、大阪市、福岡市
カンペ商事株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	東京都大田区、名古屋市、大阪市
株式会社KAT	本社	横浜市
	営業所	東京都西多摩郡、神奈川県高座郡、北九州市
NKMコーティングス株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	東京都大田区、広島県尾道市、福岡市
KANSAI PLASCON AFRICA LTD.	本社・工場	南アフリカ
KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.	本社・工場	インド
PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS	本社・工場	インドネシア
KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.	本社・工場	マレーシア
KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.	本社・工場	トルコ
THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.	本社・工場	タイ
KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場	タイ
台湾関西塗料股份有限公司	本社・工場	台湾
P.T. KANSAI PAINT INDONESIA	本社・工場	インドネシア
SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.	本社・工場	マレーシア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
12,491名（405名増）

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、グループ外への出向者を含んでおりません。
2. 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員は含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
1,470名（42名減）	40.2才	17.5年

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員は含みません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数……………793,496,000株
 (2) 発行済株式の総数……………272,623,270株
 （うち自己株式数……………5,381,362株）
 (3) 株主数…………… 13,234名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,110 ^{千株}	4.91%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	12,490 ^{千株}	4.67%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	12,485 ^{千株}	4.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	8,888 ^{千株}	3.33%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	8,355 ^{千株}	3.13%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	7,607 ^{千株}	2.85%
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	7,168 ^{千株}	2.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,934 ^{千株}	2.59%
関 西 ペ イ ン ト 交 友 持 株 会	6,912 ^{千株}	2.59%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,163 ^{千株}	2.31%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式（5,381,362株）を控除して算出しております。
 3. 当社は平成27年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に引き下げました。
 4. フィデリティ投信株式会社から、平成28年3月23日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、平成28年3月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、同社の平成28年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。
 なお、持株比率は、当社の自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

株主名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成28年3月23日	平成28年3月15日	11,074千株	4.06%

5. アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッドから、平成28年5月11日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、同年4月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、同社の平成28年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。
 なお、持株比率は、当社の自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

株主名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
アバディーン投信投資顧問株式会社	平成28年5月11日	平成28年4月29日	391千株	0.14%
アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド	平成28年5月11日	平成28年4月29日	13,808千株	5.06%
計	—	—	14,199千株	5.21%

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職
代表取締役社長	いし の 野 ひろし 石 野 博	
代表取締役 常務執行役員	もう り くに し 毛 利 訓 士	営業、国際管掌 兼 塗料事業部営業統括（汎用） 兼 汎用塗料本部長 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	た なか まさる 田 中 優	生産管掌 兼 塗料事業部技術統括（自動車・工業） KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	かみ かど こう じ 神 門 孝 司	調達管掌
取締役 常務執行役員	ふる かわ ひで のり 古 川 秀 範	技術、品質・環境管掌 兼 塗料事業部長 KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	せの お じゅん 妹 尾 潤	経営企画管掌 兼 管理本部長
社 外 取 締 役	なか はら しげ あき 中 原 茂 明	(独立役員) 株式会社トクヤマ 相談役 株式会社エフエム山口 社外取締役
社 外 取 締 役	みや ぎき よう こ 宮 崎 陽 子	(独立役員) 弁護士
常 勤 監 査 役	まえ かわ こう じ 前 川 浩 二	
常 勤 監 査 役	あお やぎ あきら 青 柳 彰	
社 外 監 査 役	いま むら みね お 今 村 峰 夫	(独立役員) 弁護士
社 外 監 査 役	きし ひで たか 岸 秀 隆	(独立役員) 公認会計士 株式会社ニッセンホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって、監査役 諏訪 博、宮崎陽子の両氏は辞任により、退任いたしました。
2. 当社は、社外取締役 中原茂明、宮崎陽子の両氏と、社外監査役 今村峰夫、岸 秀隆の両氏の全ての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役 中原茂明氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社トクヤマの相談役に就任されていますが、当該取引先とは昨年度、一昨年度とも取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.03%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。なお、同氏は、平成28年4月1日をもって同社相談役を退任し、同社顧問に就任しました。また、同氏は、株式会社エフエム山口の社外取締役を兼任しておりますが、平成28年6月21日開催予定の同社株主総会において、社外取締役を退任する予定です。なお、当社と株式会社エフエム山口との間には、特別な利害関係はありません。
4. 社外監査役 今村峰夫氏は、当社が法律顧問契約を締結している弁護士が所属する法律事務所に所属されていますが、法律顧問契約は当該弁護士個人との契約であり、契約金額は連結売上高の0.001%未満、所属法律事務所の売上高の0.5%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 社外監査役 岸 秀隆氏は、株式会社ニッセンホールディングスの社外監査役を兼任しております。当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外監査役 岸 秀隆氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 常勤監査役 青柳 彰氏は、当社の財務経理部門で部門長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	11	345
(うち社外取締役)	(2)	(16)
監 査 役	6	80
(うち社外監査役)	(3)	(17)
合 計	17	426
(うち社外役員)	(5)	(33)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役に就任した宮崎陽子氏については、社外取締役在任期間分は取締役及び社外取締役に、社外監査役在任期間分は監査役及び社外監査役に、それぞれ区分して上記の報酬等の総額と支給人員に含めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中原 茂明	出席率：取締役会23回中20回（87%） 必要に応じ、会社経営に関する豊富な経験から、当社の経営全般についての発言を行っております。
	宮崎 陽子	出席率：取締役会19回中18回（95%） 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。
社外監査役	今村 峰夫	出席率：取締役会23回中23回（100%）、監査役会14回中14回（100%） 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。
	岸 秀隆	出席率：取締役会19回中19回（100%）、監査役会11回中11回（100%） 必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計の適正性・財務面についての発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役 宮崎陽子氏は、平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は19回であります。
2. 社外監査役 岸 秀隆氏は、平成27年6月26日開催の第151回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は19回、監査役会は11回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

当社は、定款第34条に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	65百万円
②	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	55百万円
③	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	9百万円
④	当社子会社が支払うべき報酬等の額	9百万円
⑤	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、KANSAI PLASCON AFRICA LTD.、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.、PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS、KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.、KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.、THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.、KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.、台湾関西塗料股份有限公司、P.T.KANSAI PAINT INDONESIA、SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国内及び海外案件における専門的業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会において会計監査人の再任の適否について毎期検討するとともに、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会においてその旨及びその理由を報告いたします。また、その他、監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、事業活動の推進に当たり適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、法令等の改正、社会経済その他環境の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・充実に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス（法令・企業倫理・社内規程等の遵守）が企業の存続に必要不可欠であるとの認識のもと、「利益と公正」を企業活動の基軸（価値判断の基本尺度）として掲げ、全ての役員が高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めております。
- ② 当社は、コンプライアンスの実効性確保のため、社長を委員長とする経営監理委員会を設置し、内部統制の強化に努め、企業活動に伴うリスクを継続的に監視しております。
- ③ 当社取締役は、この経営体制の確立のため、倫理規程、企業行動規範、企業行動基準にしたがい、コンプライアンスを率先垂範するとともに、これらを社内に周知徹底し、啓蒙を推進することにより、違法行為、不正の未然防止や適法性の確保に努め、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ④ 当社では、コンプライアンス体制を整備するとともに、社長直轄の審査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を、社長及び監査役に適宜報告することにしております。
- ⑤ 当社では、企業行動規範において反社会的勢力とはいかなる関係も持たないことを明言し、企業行動基準において不当な要求に対してはこれを毅然として拒絶し、組織的に対応するなどの社内体制を整備し、取締役、執行役員、使用人に周知徹底しております。
- ⑥ 当社では、コンプライアンスに関する相談や不正などの通報のために、相談窓口（ホットライン）を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社では、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準・管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき適正に記録、保存及び管理を行うとともに、取締役及び監査役が随時閲覧できる体制としております。
- ② 当社は、法令または取引所開示規則に基づき、必要な情報は開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、危機の現実化を未然に防止するため、経営監理委員会にリスク情報を集約し適切な対応を図るとともに、不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るべく、危機管理規程、対応マニュアル等を策定し、組織横断的なリスク管理を行う体制としております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。
- ② 当社では、取締役と執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にし、意思決定の妥当性を高める体制としております。
- ③ 取締役会は、原則月1回開催し、経営方針、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議し、決議しております。
- ④ 当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。
- ⑤ 代表取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年度予算を策定し経営目標を定め、それに基づく月次、四半期業績の管理を行うとともに、業務執行の進捗状況を取締役に報告しております。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社では、社内規程に基づき、子会社各々の責任者（以下、「責任者」という）を定め、各会社の管理を適切に行っております。
- ② 当社では、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、当社の規程により報告が必要な事項は、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- ③ 当社では、子会社の危機の現実化を未然に防止するため、当社取締役会に必要な情報を集約し、適切な対応を図るとともに、子会社の経営に重大な影響を与える事項については、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- ④ 当社は、相互協力関係の強化、支援等を目的として、必要に応じ当社から子会社に対し取締役を派遣し当社の経営会議決定事項に関し責任者と連携し子会社に周知徹底を図り、子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制としております。
- ⑤ 当社では、子会社役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、子会社役職員に対し高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めるよう企業行動基準等により周知徹底を図っております。
- ⑥ 連結対象子会社については、当社監査役が定期的に監査を実施するとともに、主要な関係会社については取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保する体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように、特定の審査室員が職務を補助するものとしております。

7. 前号6. の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役の職務の補助を行っている使用人の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査役の意見を聴取し、これを尊重しております。また、当該使用人に対する監査役の指示の実効性が制限・制約される事象が生じている場合は、監査役は代表取締役または取締役会に対し必要な要請を行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議等に参加し、重要な報告を受ける体制としております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から求められた事項及び特に重要な事実を監査役に直接報告することとしております。また、監査役の要求があった場合には、必要な資料を添えて説明することとしております。
- ③ 監査指摘事項については、取締役及び使用人が遅滞なく、報告を行うこととしております。

9. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議等に参加し、子会社に関する必要な報告を受ける体制としております。
- ② 監査役は、前項の報告の体制が適切に構築・運用されているかを監視し、検証しております。

10. 前号8. 及び9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号8. 及び9. の報告の内容は、監査役が適宜確認しており、報告者の不利益取扱いの禁止は明文化されております。

11. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用または債務は、監査役の請求にしたがい会社が負担することを明文化しております。

12. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び監査役会は、監査上の重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合をもっております。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

- ③ 審査室は、監査役と緊密な関係を保つとともに、監査役の求めに応じて調査に協力することを社内規程に定め、監査役監査の実効性及び効率性の確保を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組の状況

当社では、法令遵守はもとより、企業としての社会的責任を果たすため、「倫理規程」、「企業行動規範」、「企業行動基準」を制定し、「利益と公正」を企業活動の基軸とする行動指針を明確に打ち出しています。また、全役職員に「企業倫理ポケットブック」を配布するとともに、継続的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めています。コンプライアンス違反に対しては、相談窓口を設置し、正確な情報収集と開示により、適正に対処しております。

② 損失の危機の管理に対する取組の状況

当社では、経営に重大な影響を及ぼす危機への対応や予防の徹底を図るため、危機管理委員会を設置するとともに、想定される各種の危機に対応するため、「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を制定し、危機管理体制を構築しています。また、事業の業態や特性などを考慮して抽出した危機に備え「危機対応マニュアル」を準備し、国内外を問わず、各種のリスク情報をいち早く入手して、状況の把握と適切な対応を講じるべく、危機管理体制の運用と維持に努めております。

③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組の状況

当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施しております。取締役会には監査役及び社外監査役が出席し、取締役の職務執行につき必要な意見を述べております。

④ 子会社の業務の適正性の確保に対する取組の状況

当社では、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、報告が必要と定めた事項は、任命された子会社各々の責任者より当社取締役会に報告され、決議を経て対応しております。また、監査役は子会社の業務の適正を確保するための体制に関し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。即ち、当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現により社会に貢献し、企業価値を向上させることが、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献するものと考えております。

したがって、当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、この基本理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていく者でなければならないと考えております。

逆に、上記基本理念を理解せず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組

当社グループは上記基本理念のもと、創業以来、一貫して塗料についての製品開発を行い事業を営んでまいりました。その結果、当社グループは、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野のお客様との良好な関係を構築するにいたっており、このようなお客様との関係は、当社グループにとって最も重要な財産の一つであります。

当社グループは、これまで、基本理念の実現を志向して事業の発展に努めてまいりましたところ、当期は、以下の重点方針を掲げて事業活動を展開してまいりました。

(a) グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質の最適化により競争力を強化するとともに、未参入地域・分野での事業参入をすすめ、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。

(b) 収益力の向上

海外においては、事業の規模拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。国内については、組織や業務の最適化によるトータルコストの低減に加え、これらによる競争力強化により、シェアを維持・拡大し、収益力向上を図る。

(c) グループ経営基盤の強化

当社グループの経営資源の共有化を図り、有効活用することで、グローバル化の加速に対応し、シナジー効果を極大化するための経営基盤を強化する。

(d) 企業の社会的責任の推進

資源を保護し、環境を守り、豊かな社会を建設・持続させるという塗料本来の使命を十分に自覚し、レスポンシブル・ケア宣言に基づいた、環境・安全・健康問題に対してより総合的な見地から地球環境保全の取組を継続する。また、コンプライアンスの徹底、社会的貢献活動及び的確な情報開示を推

進し、企業としての社会的責任を誠実に果たす。

今後とも、上記(a)～(d)を実行することにより、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の維持、拡大に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、平成19年6月28日開催の第143回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為に関する対応方針として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」いわゆる買収防衛策を導入し、その後2年毎に定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(a)大規模買付者に対して、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保したうえで、(c)大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを内容としています。

なお、本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

④ 上記取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

②の取組は、まさに当社の基本方針を具体化したものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の株主共同の利益に資するものであります。

また、③の取組は、

- (a) 株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能とすることによって、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されていること。
- (b) 株主総会での導入・廃止、2年間という有効期間の設定など、その導入・消長の場面において、株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっていること。
- (c) 独立委員会は3名以上の社外有識者により構成され、独立した第三者の助言を受けることができることとされていること、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されていること。
- (d) 大規模買付行為に対する対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。
- (e) 買収と無関係の株主に不測の損害を与えるものではないこと。
- (f) 取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではないこと。

などから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則及び必要性・相当性確保の原則を充足しており、高度の合理性を有しております。よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	225,232	流動負債	102,010
現金及び預金	72,309	支払手形及び買掛金	53,667
受取手形及び売掛金	91,544	電子記録債務	1,342
有価証券	8,536	短期借入金	3,907
商品及び製品	25,768	関係会社短期借入金	80
仕掛品	3,728	1年内返済予定の長期借入金	1,615
原材料及び貯蔵品	13,677	1年内償還予定の社債	15,000
繰延税金資産	2,820	未払費用	7,982
その他	8,070	未払法人税等	3,631
貸倒引当金	△1,221	繰延税金負債	38
固定資産	204,966	賞与引当金	4,407
有形固定資産	90,024	その他	10,336
建物及び構築物	41,116	固定負債	34,284
機械装置及び運搬具	22,144	長期借入金	2,211
工具器具備品	5,830	繰延税金負債	21,832
土地	17,638	退職給付に係る負債	8,503
建設仮勘定	3,295	役員退職慰労引当金	155
無形固定資産	19,454	その他	1,581
借地権	3,292	負債合計	136,294
ソフトウェア	2,066	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	336	株主資本	239,574
のれん	7,657	資本金	25,658
その他	6,100	資本剰余金	18,896
投資その他の資産	95,487	利益剰余金	200,096
投資有価証券	69,358	自己株式	△5,077
出資金	14,853	その他の包括利益累計額	15,664
長期貸付金	64	その他有価証券評価差額金	25,424
退職給付に係る資産	6,782	為替換算調整勘定	△10,545
繰延税金資産	2,073	退職給付に係る調整累計額	785
その他	4,476	非支配株主持分	38,665
貸倒引当金	△2,120	純資産合計	293,903
資産合計	430,198	負債純資産合計	430,198

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		328,118
売上原価		219,977
売上総利益		108,141
販売費及び一般管理費		73,369
営業利益		34,772
営業外収益		
受取利息	789	
受取配当金	1,692	
持分法による投資利益	4,083	
その他の	1,097	7,663
営業外費用		
支払利息	964	
社債利息	84	
たな卸資産廃棄損	283	
支払補償費	348	
為替差損	545	
その他の	494	2,720
経常利益		39,714
特別利益		
固定資産売却益	9,147	9,147
特別損失		
固定資産除売却損	1,238	
投資有価証券売却損	139	
賃貸借契約解約損	52	1,431
税金等調整前当期純利益		47,430
法人税、住民税及び事業税	11,661	
法人税等調整額	255	11,917
当期純利益		35,513
非支配株主に帰属する当期純利益		7,169
親会社株主に帰属する当期純利益		28,343

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	105,459	流動負債	68,820
現金及び預金	34,515	支払手形	532
受取手形	212	電子記録債権	1,055
売掛金	53,982	買掛金	31,782
商品及び製品	5,751	関係会社短期借入金	7,680
仕掛品	1,777	1年内償還予定の社債	15,000
原材料及び貯蔵品	1,747	未払金	718
前払費用	131	未払費用	2,720
未収入金	3,321	未払法人税等	2,625
繰延税金資産	1,706	預り金	1,142
その他の金融資産	2,696	賞与引当金	2,612
貸倒引当金	△382	設備関係支払手形	13
固定資産	171,859	設備関係未払金	2,731
有形固定資産	33,006	その他	204
建物	17,852	固定負債	16,716
構築物	1,416	繰延税金負債	12,453
機械装置	2,142	退職給付引当金	4,197
車両運搬具	18	資産除去債務	29
工具器具備品	590	その他	36
土地	10,905	負債合計	85,536
建設仮勘定	79	(純資産の部)	
無形固定資産	680	株主資本	168,529
借地権	119	資本金	25,658
ソフトウェア	487	資本剰余金	27,154
ソフトウェア仮勘定	52	資本準備金	27,154
その他	21	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	138,172	利益剰余金	120,553
投資有価証券	49,253	利益準備金	3,990
関係会社株式	69,335	その他利益剰余金	
関係会社出資金	10,860	固定資産圧縮積立金	7,173
関係会社長期貸付金	2,820	別途積立金	23,136
長期前払費用	234	繰越利益剰余金	86,253
前払年金費用	5,547	自己株式	△4,837
その他の金融負債	2,276	評価・換算差額等	23,252
貸倒引当金	△2,156	その他有価証券評価差額金	23,252
資産合計	277,319	純資産合計	191,782
		負債純資産合計	277,319

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		147,635
売上原価		111,137
売上総利益		36,498
販売費及び一般管理費		20,972
営業利益		15,525
営業外収益		
受取利息	56	
有価証券利息	5	
受取配当金	4,441	
その他	260	4,763
営業外費用		
支払利息	8	
社債利息	84	
その他	906	999
経常利益		19,290
特別利益		
子会社清算益	173	173
特別損失		
固定資産除売却損	1,216	
投資有価証券売却損	139	
関係会社株式評価損	768	
賃貸借契約解約損	50	2,174
税引前当期純利益		17,289
法人税、住民税及び事業税	4,818	
法人税等調整額	363	5,181
当期純利益		12,107

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 東 平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 山 和 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 川 智 哉	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西ペイント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものであるが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 東 平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 山 和 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 川 智 哉	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西ペイント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である審査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況についての定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

関西ペイント株式会社 監査役会

常勤監査役	前川浩二	Ⓔ
常勤監査役	青柳彰	Ⓔ
監査役(社外監査役)	今村峰夫	Ⓔ
監査役(社外監査役)	岸秀隆	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図



(会場) 大阪市中央区今橋二丁目6番14号 (〒541-8523)
 関西ペイント株式会社 本社事務所
 電話 06-6203-5531(代)

(交通) ①地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅8号出口より徒歩5分
 ②地下鉄堺筋線 北浜駅2号出口より徒歩5分
 ③京阪電鉄 淀屋橋駅・北浜駅より徒歩5分
 ④京阪電鉄中之島線 なにわ橋駅より徒歩7分

※ 駐車場・駐輪場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※ 本年よりおみやげを取りやめさせていただくこととなりました。
 なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。